

厚木市ごみ減量化資源化対策事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの排出量抑制、減量化、資源化等を総合的に調査研究し、これに関する諸問題の解決に寄与することを目的として設置された協議会の運営及び活動を支援するため、厚木市ごみ減量化資源化対策事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2条 交付金の交付対象事業及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第3条 協議会の代表者（以下「申請者」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、厚木市ごみ減量化資源化対策事業交付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、事業計画書その他の書類を審査の上、適当と認めたものについて、交付金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、交付金の交付に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、速やかに厚木市ごみ減量化資源化対策事業交付金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する通知を行った後、交付金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）からの適法な請求書に基づき交付金を交付するものとする。

(実績報告)

第5条 交付決定者は、交付金に係る事業が完了した日から30日以内に厚木市ごみ減量化資源化対策事業交付金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

別表（第2条関係）

交付対象事業	(1) ごみ対策の総合的な調査研究に関すること。 (2) ごみの再資源化及び再利用に関すること。 (3) ごみ減量に関すること。 (4) ごみ対策の広報・啓発活動に関すること。 (5) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。
交 付 額	交付金の額は、会計年度において、予算の範囲内で算出した額とする。

第1号様式（第3条関係）

厚木市ごみ減量化資源化対策事業交付金交付申請書

年 月 日

(宛先)
厚木市長

所在地

団体名

代表者

厚木市ごみ減量化資源化対策事業交付金交付要綱第3条の規定に基づき、 年度交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請金額	予算額	円
	申請額	円
2 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書	

第2号様式（第4条関係）

厚木市ごみ減量化資源化対策事業交付金交付決定通知書

年 月 日

様

厚木市長

印

年 月 日付けで申請のあった交付金については、次のとおり決定したので通知します。

1 事業の名称	
2 交付金交付 決定金額	
3 交付条件	<p>(1) この交付金は、_____年度厚木市ごみ減量化資源化対策事業のために交付するものであり、厚木市ごみ減量化資源化対策事業交付金交付要綱第2条に規定する交付対象事業外への使用はしないこと。</p> <p>(2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。</p> <p>(3) 不正な方法により交付金の交付を受けたことが判明した場合には、交付金交付の決定を取り消し、交付された交付金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。</p> <p>(4) 交付事業が完了したときは、30日以内に厚木市ごみ減量化資源化対策事業交付金実績報告書（第3号様式）に事業報告書及び収支決算書を添えて市長に提出すること。</p> <p>(5) 交付時期 年 月</p>

第3号様式（第5条関係）

厚木市ごみ減量化資源化対策事業交付金実績報告書

年 月 日

(宛先)
厚木市長

所在地

団体名

代表者

厚木市ごみ減量化資源化対策事業交付金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり _____ 年度の実績報告をします。

1 交付金額	円
2 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書